

学校における働き方改革の推進について

1 現状と課題

教職員の労働時間の長時間化は、学校においてより効果的な教育活動を持続的に行っていく上で大きな課題となっています。今年度からの英語の教科化やプログラミング教育必修化の中で小学校高学年への教科担任制の導入が中央審議会で議論されているなど、国においても教職員の働き方改革に向けた対策の検討が進んでいます。

また、令和2年度からは、国の法改正に伴い、時間外労働について年360時間、月45時間の上限を各教育委員会において規則等で定め、それを遵守するための業務の削減や必要な環境整備等の取組を実施することが求められることとなりました。

本県ではこれまで、教職員の負担軽減を図り限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保することを目的に、学校における働き方改革の取組を進めてきました。これまでの取組に伴い、教職員1人当たりの月平均労働時間はすべての校種において減少してきていますが、月45時間を超える時間外労働に従事する教職員は依然として多い状況であり、引き続き、労働時間の長時間化の解消に向けた対策が必要となっています。

(1) 三重県の公立学校の教職員の勤務状況

教職員1人当たりの月平均時間外労働時間

令和元年度と平成30年度を比較すると、小学校では約10%減、中学校では約12%減、県立学校では約7%減となっており、これを業務時間に換算すると、小学校全体で約24万時間、中学校全体で約23万時間、県立学校全体で約7万時間分の業務が削減されたこととなります。

長時間労働者数

過労死ラインとされる月80時間を超える教職員は、令和元年度と平成30年度を比較すると、小学校では約49%減、中学校では約34%減、県立学校では約35%減となっています。また、月45時間を超える教職員は小学校では約20%減、中学校では約15%減、県立学校では約12%減となっています。

三重県の公立学校の教職員の勤務状況

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
1人当たりの月平均時間外労働時間	小学校	28.9時間	28.8時間	25.9時間
	中学校	46.4時間	44.3時間	39.1時間
	県立学校	19.3時間	19.2時間	17.8時間
1人当たりの年間休暇習得日数	小学校	21.3日	22.7日	21.9日
	中学校	17.3日	18.6日	18.0日
	県立学校	21.7日	21.7日	22.4日
月45時間超の時間外労働に従事する月平均人数と全職員に対する割合	小学校	1,637人(23.0%)	1,617人(22.6%)	1,283人(18.1%)
	中学校	1,853人(47.5%)	1,752人(45.9%)	1,484人(39.2%)
	県立学校	619人(13.8%)	619人(13.8%)	542人(12.4%)
月80時間超の時間外労働に従事する月平均人数と全職員に対する割合	小学校	166人(2.3%)	166人(2.3%)	84人(1.2%)
	中学校	581人(14.9%)	459人(12.0%)	302人(8.0%)
	県立学校	210人(4.7%)	203人(4.5%)	131人(3.0%)

(2) 令和2年度における教職員の勤務状況

学校再開となった令和2年6月の学校の勤務状況は、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業中に予定していた学習内容に対する学びの保障や、感染拡大防止のための消毒作業などの業務が増加する中、小学校では1,299人(18.4%)、中学校では1,369人(36.1%)、県立学校では371人(7.9%)の教職員が月45時間を超える時間外労働を行っており、その主な要因として、小学校では学びの保障のための学習指導、中学校と県立学校では再開した部活動の割合が高くなっています。

令和2年6月に月45時間を超える時間外労働に従事した教職員の主な要因の状況(校種別の人数と全職員に対する割合)

	教職員 総数	月45時 間超の 人数	内訳(括弧内は月45時間超の人数に対する割合)					【参考】過去二年 同月の月45時間 超の人数	
			学校運営	学習指導	生活指導	部活動	その他	(H30)	(R1)
小学校	7055	1299	287 (22.1%)	617 (47.5%)	244 (18.8%)	-	151 (11.6%)	(H30) 2451 (R1) 2013	
中学校	3788	1369	252 (18.4%)	301 (22.0%)	296 (21.6%)	395 (28.9%)	125 (9.1%)	(H30) 2184 (R1) 1998	
県立 学校	4669	371	70 (18.9%)	95 (25.6%)	14 (3.7%)	169 (45.6%)	23 (6.2%)	(H30) 755 (R1) 766	

(3) 学校における働き方改革の課題

学校には、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、司書、労務員など様々な職種があり、さらに、同じ教諭でも、担う業務は、学級担任、教務、進路指導、生徒指導、部活動顧問など異なります。

児童生徒は一人ひとり異なることから、学習指導や生活指導等において、臨機応変な対応が求められ、業務削減を一律に進めることは難しい状況です。

学校全体に対しては効果が確認されているスクール・サポート・スタッフであっても、全職員のすべての業務を等しく削減することは難しく、そのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員など、多様な人材を配置して対応しているところです。

また、学校における働き方改革の推進については、小学校における英語の教科化や外国人児童生徒に対応するための人的支援、また、急速に整備が進んでいる学校のICT化を活用した業務削減など、刻々と変化する学校の状況を鑑みながら、適切に必要な対応を進める必要があります。

県教育委員会としては、文部科学大臣が学校における働き方改革は「特効薬のない総力戦」と例えたように、簡単には解決できない課題であるため、すべての教育関係者が知恵を絞り、諦めずに取り組み続けることが大切だと考えています。

今後も、所管する県立学校の教職員はもとより、小中学校の教職員についても、規則等で定めた時間外労働の上限時間が遵守できるよう、引き続き、市町等教育委員会と一体となった取組を一層進め、三重の子どもたちの将来のために、学校現場でより効果的な教育活動が持続的に実施できるようにしていきたいと考えています。

2 今後の主な取組

これまで実施してきた業務削減に係る取組(参考資料参照)をより一層進めながら、外部人材やICTを活用した業務負担の軽減、教職員の時間外労働の要因の一つである部活動に係る検討に取り組み、教職員一人ひとりが限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を確保しながら、より効果的な教育活動を持続的に行っていけるよう学校における働き方改革を推進していきます。

(1) 各種課題対応のための専門スタッフや外部人材の活用

平成30年度から、教職員の授業準備に係る業務削減などを担うスクール・サポート・スタッフ(以下、「SSS」という。)を配置しており、令和2年度においては、教職員の時間外労働時間のさらなる削減を見込み、配置を拡充しています。

また、当初想定していなかった、子どもたちの安全・安心を確保するための感染症対策に係る業務、学校休業中のオンライン授業の推進への対応する業務、学力保障のための教育活動等に係る業務などに対応するため、SSSをはじめ、非常勤講師や学習指導員の追加配置を進めています。

SSS等の配置による業務削減の見込み

	外部人材	削減見込(全体)	1人当たりの削減時間(月)
当初	SSS	小中学校 約22.4万時間 県立学校 約1.4万時間	小中学校 約1.7時間 県立学校 約0.3時間
追加	SSS	小中学校 約11.1万時間 県立学校 約3.1万時間	小中学校 約1.4時間 県立学校 約0.6時間
	学習指導員	小中学校 約6.4万時間	
	非常勤講師	小中学校 約1.1万時間	

さらに、専門的な知識や経験を有する専門スタッフとして、児童生徒や保護者の心理的ケアを行うスクールカウンセラー、福祉機関との連携を行うスクールソーシャルワーカーの配置や派遣の拡充に取り組んでいきます。

(2) ICTを活用した業務負担の軽減等

教材のデータベース化

教職員は平均すると毎日1人当たり、小学校で約1時間、中学校で約1時間20分の授業準備に従事していますが、この時間は、教職員の年齢や経験による差が大きいことが指摘されています。

こうした中、特に、経験の浅い教職員や単学級に勤める教職員、少数職種の教職員における業務の負担を軽減し、授業準備の効率化と質の高い授業の実施に向け、ICTを活用した教材のデータベース化に取り組んでいます。

今年度は、県立学校において教材の共有化の仕組みを構築しているところであり、今後は、市町にも同様の考え方を広げていけるよう検討を進めています。

会議や研修会のオンライン開催、ネットを活用した研修実施

会議や研修会等を、オンラインによる開催やネットを活用した研修の実施に切り替えることによる移動時間の削減に取り組んでいます。

教職員が所属する県立学校から、自動車で会議や研修会の主な開催地となる県庁周辺へ出張した場合、移動時間の平均は一人往復約90分となります。仮に、すべての教職員が、出張をオンラインやネットでの配信に1回切り替えれば、小中学校全

体で約 1.6 万時間、県立学校全体で約 0.7 万時間の業務削減と同等の効果が得られることとなります。想定される削減時間は、年度当初に配置した S S S に換算すると、小中学校で約 29 人、県立学校で約 14 人が年間で担う業務量に相当します。

さらに、研修会等をネット配信することは、教職員が、授業の合間などに視聴することができるため、これまで、出張のたびに代講や自習としていた授業への対応がなくなり、学びの保障にも期待できることとなります。

県教育委員会事務局では、各課において積極的に取組を進めており、すでに数百人規模の研修会をネット配信に置き換えたところもあります。今後は、市町教委主催の会議等や、学校間での会議等などについても I C T 化を進め、移動時間の削減に取り組んでいくこととしています。

(3) 部活動指導業務への対応

部活動は、教育課程外の活動ですが、学校教育の一環として、学級や学年の枠をこえて、興味と関心をもつ同好の生徒が自主的・自発的に集い、指導者の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通して、体力の向上や人間関係の大切さなどを学ぶことができる活動です。

しかしながら、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっています。また、教職員の「働き方の見直し」の視点から、部活動のあり方についての見直しが必要です。

県部活動ガイドラインは、活動時間や休養日の設定をしていますが、必ずしも定められた活動時間まで部活動を行う必要はなく、生徒の健全な成長を考慮し、定められた基準より多くの休養日を設けることができるほか、活動時間の設定についても、短時間で効果的な活動により成果が出せるよう、日々の活動を見直すことが大切です。

時間外労働の上限を守るためには、校長がリーダーシップを発揮し、教職員の専門性や校務分掌の状況に加え、負担の度合い、地域人材活用の可能性等も踏まえて適正に配置するとともに、部活動の運営について実態を把握し、見直し等を図ることが求められています。

部活動の意義や役割の確認と効果的な練習方法の紹介

部活動指導者研修会を開催（今年度は 10 月に開催予定）し、改めて部活動の意義や役割を確認するとともに、短時間で効果的な練習方法や、時間外労働時間の上限が守られている学校の取組事例を紹介します。また、こうした研修資料を各学校と共有し、すべての部活動指導者等へ周知します。

外部人材の活用

教職員の部活動指導に係る負担を軽減するため、令和 2 年度も引き続き外部人材を活用しています。

部活動指導員は単独での技術指導や大会引率・監督を行うことができ、部活動顧問の負担軽減を図ります。運動部活動サポーターは、顧問による技術指導のサポートを行います。

令和 2 年度の活用状況（ 8 月現在）

【運動部活動サポーター】

- ・中学校（ 5 市町 5 校 5 名）
- ・県立高等学校（ 3 8 校 4 5 名）

【部活動指導員】

- ・中学校（ 8 市町 2 8 校 4 0 名）
- ・県立高等学校（ 5 校 5 名）

部活動のあり方の検討

生徒や保護者のニーズ、地域からの期待なども踏まえ、部活動を持続可能なものとするための方策について、令和2年度は関係者と検討を進めます。

【あり方の検討について方向性の例】

- ・部活動数の精選、複数顧問の配置
- ・学校と地域スポーツの連携
- ・総合型地域スポーツクラブとの連携
- ・国体・全国障害者スポーツ大会局との連携による人材バンクの活用

三重県の部活動ガイドラインにおける部活動休養日と活動時間（抜粋）

	休養日の設定	活動時間の設定
中学校	1週間の内2日 (内、1日は土曜日又は日曜日)	平日は2時間以内 週休日及び休日は3時間以内
高等学校	1週間の内1日 (土曜日又は日曜日の1日)	平日は3時間以内 週休日及び休日は4時間以内

【ガイドライン運用後の学校からの意見】

- ・生徒の疲労回復につながっている。一つ一つの活動を、集中してできるようになった。
- ・生徒の家庭学習の時間や、家族と夕飯をともにする時間などが確保され、家庭での生活態度に変化がみられる。
- ・平日の授業研究（教材研究）の時間が増え、土日の出勤数が減少した。
- ・大会は日曜日や三連休の場合は最終日にあることが多く、大会前日の土日を休養日にすることができない。
- ・競技の性質、レベル、部員数によって練習時間の長さは異なるものである。全てのクラブに対して練習時間を徹底させることに難しさを感じる。

【参考資料】三重県の「学校における働き方改革の推進」に係るこれまでの取組

県教育委員会が主催する調査・報告や会議・研修等の削減・縮減

平成 24 年度から、県教育委員会が主催する調査・報告や会議・研修等の削減・縮減の取組を進めており、平成 28 年度には、県教育委員会が実施するすべての調査・報告や会議・研修等の洗い出しを行い、平成 29 年度はその約 2 割について見直しを行いました。これ以降も取組を続けており、令和元年度についても 34 件を見直しました。

具体的には、会議や研修会の地域開催や、異なる内容の会議等を午前と午後に組み合わせ合わせた合同開催などによる移動時間の削減を図っています。

休暇取得促進のための長期休業期間中に県教育委員会が主催する会議・研修会を実施しない期間の設定とこの期間を活用した学校閉校日の設定

平成 26 年度から、教職員の休暇取得促進のため、長期休業期間中に県教育委員会が主催する会議や研修を開催しない期間を設定するとともに、この期間を活用した学校閉校日の設定に取り組んでいます。

現在、県内のすべての市町及び県立学校が学校閉校日を設定しており、長期休業期間中を活用して、学校を休業にし、原則、課外や部活動を行わないこととして教職員の休暇取得を促進しています。

勤務時間制度の見直し

週休日の振替期間を後 8 週から後 16 週に拡大し、長期休業期間中に振替が可能となるよう改善しました。また、平成 26 年度からは、変形労働時間制度の適用対象業務の要件を拡大し制度の活用促進を図っています。

総勤務時間縮減取組事例集の配布

平成 26 年度に、「公立学校教職員の総勤務時間の縮減に向けた学校における取組事例集」を配布し、県内の有効な取組事例等を周知しています。

ワーク・ライフ・バランスの推進に係る研修の実施

平成 28 年度から、教職員の総勤務時間縮減に向けた取組に対する意識を高めることを目的として、新任校長及び新任教頭を対象としたワーク・ライフ・バランスの推進についての研修を行っています。

各種課題対応のための専門家や外部人材の活用

専門的な知識や経験を有する専門スタッフとして、児童生徒や保護者の心理的ケアを行うスクールカウンセラー、福祉機関との連携を行うスクールソーシャルワーカーの配置や派遣に取り組んでいます。

総勤務時間縮減に係る目標の設定とすべての公立学校で統一して取り組む 3 項目の推進

平成 29 年度から、三重県内すべての公立学校において、時間外労働時間の削減、休暇取得日数の増加、平成 30 年度から、月 80 時間を超える時間外労働者数の削減について目標を設定するとともに、「(月 1 日以上)の)定時退校日の設定」、「(当初は週 1 日以上、平成 30 年度以降は部活動ガイドラインに基づく)部活動休養日の設定」、「(放課後に開催する会議は 60 分以内の終了を目標とする)会議時間の短縮」の 3 項目に

統一して取り組んでいます。

なお、「部活動休養日の設定」については、スポーツ庁がガイドラインを定める前から取り組んでいます。

【参考】令和元年度統一取組の実施状況（（ ）内は平成 30 年度との差）

		小学校	中学校	県立学校
定時退校日の設定	定時退校日を設定した日数（月平均）	2.3 日 （0.1 日増）	2.3 日 （0.2 日増）	1.5 日 （0.2 日増）
	設定した日の定時に退校できた職員の割合	65.8% （0.5%増）	70.4% （0.7%増）	86.0% （2.8%増）
部活動休養日の設定	計画通りに休養日を設定した部活動の割合	-	95.1% （4.7%増）	97.5% （増減なし）
会議時間の短縮	取組の対象とした会議の回数（月平均）	3.4 回 （0.2 回増）	4.9 回 （0.3 回減）	4.9 回 （増減なし）
	60 分以内に終了した会議の割合	54.2% （4.5%増）	43.1% （3.9%増）	78.5% （2.3%増）

県庁内各部局その他の団体からの各種要請事項等への対応の検討

平成 29 年度から、県庁内各部局に対し、学校を対象として実施・開催する調査、会議等の削減・縮減等を依頼するとともに、調査、会議等の依頼は学校に直接ではなく、県教育委員会を通じることとを要請しています。

県教育委員会は、学校の繁忙期を避け、複数の調査、会議等が重ならないよう調整しています。

県立学校における統一型校務支援システムの導入

平成 29 年度から、成績処理や通知表、調査書、指導要録の作成の業務負担を軽減するために統一型校務支援システムを導入しました。

なお、小中学校においては、14 の市町が導入済みとしており、残りの多くでは、今後、導入に向けて検討するとしています。

各種課題対応のための新しい専門スタッフや外部人材の配置

平成 30 年度から、これまでの専門スタッフや外部人材に加え、教職員の授業準備に係る業務削減などを担うスクール・サポート・スタッフや生徒引率を担うことができる部活動指導員を配置しています。

学校における働き方改革の推進に係るコンテンツの配信

平成 30 年度から、管理職を含む教職員の校内研修や個人研修に役立てられるよう「学校における働き方改革の推進」に係る研修用のコンテンツを配信しています。

なお、作成したコンテンツは、中央教育審議会「学校における働き方改革特別部会」の委員が講師を務めています。また、同講師は、平成 29 年度に、県内の公立学校の管理職や教育委員会関係者、保護者を対象として開催された「三重の教育談義」において「学校における働き方改革」に係る講演を担当していただきました。

部活動ガイドラインに基づく部活動運営の推進

平成 30 年度から、部活動休養日や活動時間を定めた部活動ガイドラインに基づく部活動指導を進めています。

県立学校における勤務時間以降の問い合わせ対応の業務に対する留守番電話の設置
県立学校については、令和元年度から、留守番電話等を設置しており、勤務時間以降や週休日等における緊急連絡については、コールセンターが対応しています。

なお、小中学校においては、6つの市町が導入済みとしており、今後、導入に向けて検討する市町もいくつかみられる状況です。

県教育委員会と関係機関連名による文書の発出

令和元年度に、各学校において学校における働き方改革を推進するうえで、保護者や地域の理解と協力が得られるよう、県教育委員会と三重県PTA連合会、三重県高等学校PTA連合会連名による保護者宛での協力依頼の文書を発出しています。

県立学校における勤怠管理に係るアラート機能の導入

県立学校では、1校当たりの教職員数が100人を超えるところがあるため、管理職がすべての教職員の勤務状況を効率よく把握できるようシステムを整備する必要があります。

そのため、これまでの勤怠管理システムを改修し、時間外労働が月45時間、年360時間を超える前に、本人及び管理職に時間外労働の状況を通知するシステムを構築し、令和2年度から運用を開始しています。